

【相続】

☆お役立ち情報☆ NO. 79 2019. 5

相続時精算課税制度と相続税

.....
相続時精算課税制度とは、親や祖父母から子や孫に生前に贈与したときに、贈与税が 2500 万円まで非課税になる代わりに、相続税の計算のときには、生前贈与した財産も含めるという制度です。

①対象となる贈与財産

他の贈与税の非課税制度は、贈与できる財産が「居住用の不動産」や「現金」など制限がありますが、相続時精算課税制度では特に制限はありません。投資用不動産でも自動車でも構いません。

②税金について

贈与額が累計で 2500 万円を超えたときには、超えた分について、贈与税の申告時に 20%の贈与税が課されます。ただし、その贈与税は、相続時の申告・納税時には差し引いて精算することができます。それゆえに「相続時精算課税制度」と言います。

贈与税がかからなかった 2500 万円についても、相続税の計算においては相続財産に含めます。つまり課税対象になるということです。もし相続税の計算の結果、相続税がかからないのであれば、すでに支払った贈与税は戻ってきます(還付されます)。

③取り消し不可

相続時精算課税制度は、一度選択したら取り消しできません。この制度を選んだ関係(たとえば、父親から長男へ)においては、通常の贈与税の計算が適用されない、という事です。ですから、この関係での贈与に関しては基礎控除 110 万円が利用できなくなりますし、贈与するたびに、その翌年の 3 月 15 日までに贈与税の申告(相続時精算課税制度を利用したという申告)をしなければなりません。

相続時精算課税制度のポイントをまとめると、次のとおりです。

1. 60 歳以上の父母や祖父母から、20 歳以上の子や孫への贈与が対象となる
2. 「父親から長男 A」、「祖母から孫 B」のように、一対一の関係で適用される
3. この制度を選択すると、2 の関係では通常の贈与(暦年贈与)は適用されなくなる
4. 一度選択すると、取り消しはできない
5. この制度を利用するときは、贈与があるたびに翌年 3 月 15 日までに申告する
6. 累計で 2,500 万円まで非課税。2,500 万円を超えたら、超えた部分に 20%の贈与税が課される
7. 贈与する人(贈与者)が亡くなったときには、贈与された分を、他の相続税の対象となる財産(※)と合算して、相続税の申告を行う
8. この制度で納めた贈与税の総額と、その人が支払うべき相続税額を比較して、相続税額の方が多ければ税金を追納する。逆に相続税額の方が少ないときには、すでに納めた税金(贈与税)が

還付される

※相続税の対象となる財産とは、①亡くなった人が持っていた財産や、②死亡保険金(契約者と被保険者が亡くなった人)、③亡くなった人の死亡退職金、④亡くなった人からの死因贈与(死後に贈与する契約があった財産)、⑤死亡時以前3年以内の(暦年)贈与などです。

例えば、相続人が1人の場合には相続税の非課税枠は3600万円です。しかし、すでに相続時精算課税制度を利用して、2500万円の財産を受け取ってしまっていたなら、非課税枠3600万円のうち2500万円を使ってしまっていることになりますから、非課税枠の残りは1100万円です。相続財産が1100万円を超えたら、超えた部分に相続税がかかります。

＜例＞ 相続人が子1人の場合、債務控除などは考慮しない

- ・相続時精算課税制度を利用した生前贈与額 …(a) 2500万円(親から子への贈与)
- ・相続時に受け取った財産 …(b) 2000万円(親の死後に子が相続)
- ・相続税の基礎控除額(相続人1人の場合) …(c) 3600万円(3000万円+600万円)
- ・相続税の課税遺産総額 $(a)+(b)-(c) = 900$ 万円(2500万円+2000万円-3600万円)
⇒相続財産から差し引ける債務などがなければ、900万円に対して相続税がかかる